今こそ熱い声援を
ザスパがプライドマッチ

問 未来の芽創造課 ☎027-898-6513

©THESPA

ザスパクサツ群馬支援・連携プロジェクトに集まったふるさと納税を活用し、本市冠試合「MAEBASHI PRIDEマッチ」を開催。J2リーグ第38節、松本山雅FC戦です。来場した市民には、マエバシプライド×ザスパクサツ群馬オリジナルコラボグッズをプレゼント。特設ブースで受け付けます。当日、免許証や保険証などの本人確認書類を持参してください。その他にも、SNSを通じたプレゼント企画を実施予定。詳しくはザスパクサツ群馬ホームページをご覧ください。

日時＝12月2日㈬19時

会場＝正田醤油スタジアム群馬（敷島町）

プロスポーツ試合情報

ザスパクサツ群馬
会場は正田醤油スタジアム群馬
11月15日㈰19時30分
vs.東京ヴェルディ
11月25日㈬19時
vs.大宮アルディージャ

群馬クレインサンダーズ
会場はヤマト市民体育館前橋
11月21日㈯17時
22日㈰14時
vs.茨城ロボッツ

感染症対策
成人祝は2部制に

問 青少年課 ☎027-898-5874

本紙4月15日号に掲載した来年1月10日㈰の成人祝は、午前と午後の部に分けて開催。座席の間隔を空ける、家族・恩師席をなくすなど新型コロナウイルス感染症対策を実施します。なお、対象者には案内状を発送しました。最新情報は本市ホームページをご覧ください。

出身校の割り振り＝〈午前の部（11時30分～12時30分）〉第一・みずき・第三・第五・第六・桂萱・元総社・東・箱田・南橘中、県立盲学校、県立聾（ろう）学校、市立前橋・群馬大教育学部附属・県立しろがね・県立赤城・県立二葉特別支援学校、市外中学校など〈午後の部（15時～16時）〉第七・春日・広瀬・芳賀・鎌倉・木瀬・荒砥・大胡・宮城・粕川・富士見・群馬大教育学部附属・共愛学園中、県立中央中等教育学校

自衛官を目指しませんか

問 自衛隊前橋募集案内所 ☎027-233-8960

自衛官を募集します。

種目・試験日＝〈❶自衛官候補生〉受付時にお知らせ〈❷高等工科学校生徒〉来年1月23日㈯

対象＝❶は高卒（見込み含む）で18歳以上33歳未満 ❷は中卒（見込み含む）で17歳未満の男子

申し込み＝❶は自衛隊前橋募集案内所（城東町二丁目）へ直接 ❷は来年1月6日㈬までに同案内所へ直接

アーツ前橋学芸員
任期付職員を募集

問 職員課 ☎027-898-6503

来年4月1日付採用予定の任期付職員採用試験を実施。試験区分は学芸員で、アーツ前橋勤務です。試験案内と申込書は市役所職員課や各支所・市民サービスセンターで配布するほか、本市ホームページからダウンロードもできます。郵送で請求する場合は、表面に「採用試験申込用紙請求」と朱書きした封筒に宛先を記入し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を入れ、市役所職員課へ。

試験日＝12月27日㈰

対象＝次の全てを満たす人、1人（選考）。❶昭和35年4月2日以降生まれで、学校教育法による大学を卒業した人 ❷美術館での職務経験か美術・芸術文化に関する職務経験が2年以上あり、学芸員資格があるかそれに準ずる人

任期＝5年

申し込み＝12月1日㈫～11日㈮に申込書に記入し、市役所職員課へ

互いに尊重し合う社会へ
人権への理解を深めて

問 生活課 ☎027-898-6236

12月4日㈮から10日㈭までは人権週間。お互いの人権を尊重し、差別や虐待のない社会を築きましょう。市内では23人の人権擁護委員が、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けるなどの活動をしています。困ったときは相談してください。

人権イメージキャラクター
人KENまもる君

人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

人権擁護委員（敬称略）＝吉原一郎、田村千代子、角井静子、鈴木正明、石田法子、田子智代、河村史明、小渕喜代治、鈴村浩文、吉田幸男、鎌田文子、六本木剛、千原好子、櫻井啓一、小畑文子、井上昭子、駒木保夫、富岡和子、藤井久代、宮下雅夫、宮下章、根岸一夫、山本エマ

子どもや仕事、家庭、近隣間での悩みごとなど、毎日の暮らしの中で起こるさまざまな人権問題は、法務局人権相談窓口（☎0570・003・110）や、特設人権相談所で相談できます。

●特設人権相談所

日時＝12月4日㈮13時～16時

会場＝ベイシア元気21まえばし5階学習室、粕川隣保館、宮城公民館、大胡支所2階、富士見公民館

申し込み＝当日会場へ直接

豆
消費者の豆知識

退会できないスポーツクラブ

事例　3カ月前、近所にオープンしたスポーツクラブに入会しました。最近、体調を崩したのでジムに電話で退会を申し入れましたが、「退会できない」と言われ、解約させてもらえません。

回答　解約できない契約はありません。しかし、キャンペーン期間で入会金が無料になっていたり、月会費などの割引をしたりしている契約は、一定期間継続して利用することが条件となっていることがあります。その場合、決められた期間内に解約すると違約金を請求されることもあります。契約書などで、退会の手続きや解約時の料金精算方法を確認しましょう。また、手紙などで退会を申し入れる方法もあります。消費生活センターに相談してください。

問 消費生活センター ☎027-230-1755